

【令和6年4月1日以降適用】

## 学校施設使用上の注意事項

学校施設の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守してください。ここに定めるものが守られない場合は、承認を取り消す場合があります。

なお、使用にあたっては、使用承認書（公印のあるもの）を学校に提示してください。

- 承認を受けた目的以外での使用はできません。
- 使用できる学校施設は、承認を受けた場所に限ります。
- 学校施設を使用できる方は、原則として使用の目的たる活動を行う方（指導者を含む。）に限ります。ただし、使用者が未成年である等やむを得ない理由がある場合には、見学や付添いの方（必要最低限の人数に限る。）も使用することができます。
- 屋外施設を使用する場合は、手続き及びトイレ利用の場合を除き、校舎内に立ち入ることはできません。
- 校舎の出入口、通路、使用するトイレは学校の指示に従ってください。
- 火気の使用はできません。（たばこは学校周辺の屋外も含めご遠慮ください。）
- 学校の来賓用スリッパは利用できません。
- 原則として物品の貸出しは行いません。ただし、学校施設に付随する物品（ポール・ネット、卓球台、体操マット、ベンチ、サッカーゴール等）、施設の整備に要する物品（モップ、野球で使用するトンボ、テニスで使用するブラシ等）は学校の許可を得て貸し出しができる場合があります。
- 学校施設の使用時間には、後片付け等の時間も含みます。
- 学校施設の使用にあたり出たごみ類は、全て使用者がお持ち帰りください。
- 施設または設備の汚損・破損につながる行為、危険な行為、騒音を出す行為その他他人に迷惑のかかる行為は行わないでください。
- 施設または設備を汚損・破損した場合は、学校に速やかに連絡し、使用者の責任で原状回復をお願いします。（教育委員会の判断により、原状回復ではなく、損害賠償を求める場合があります。）
- 学校施設の使用に起因する事故、苦情等については使用者の責任において解決するとともに、事故が発生した場合については、直ちに学校に報告してください。
- 学校の事情等により、止むを得ず、予定していた施設使用を中止する場合があります。
- 使用にあたっては、ここに定めるものその他学校長の指示に従ってください。

### 【本内容に対する問い合わせ】

江東区教育委員会事務局学務課学事係

TEL 03-3647-9174（ダイヤルイン）

江東区東陽4-11-28 江東区役所6階（2番窓口）